

## 令和元年第1回大洗町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和元年11月8日（金曜日） 午前10時01分開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 2号 議長の選挙
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 選挙第 3号 副議長の選挙
- 日程第 6 議席の指定
- 日程第 7 常任委員会委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 9 議会広報編集委員会委員の選任
- 日程第10 選挙第 4号 大洗、鉾田、水戸環境組合議会議員の選挙
- 日程第11 選挙第 5号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙
- 日程第12 選挙第 6号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第13 同意第14号 大洗町監査委員の選任について  
同意第15号 大洗町監査委員の選任について
- 日程第14 議案第57号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについて  
議案第58号 令和元年度大洗町地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第15 議案第59号 1国補都再第7-1-2大洗町駅前広場改修工事請負契約の締結について

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	櫻井重明君	2番	伊藤豊君
3番	石山淳君	4番	柴田佑美子君
5番	飯田英樹君	6番	小沼正男君
7番	今村和章君	8番	和田淳也君
9番	海老沢功泰君	10番	勝村勝一君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小谷隆亮	副町長	斉藤久男
教育長	飯島郁郎	町長公室長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	大須賀瑞樹	総務課長	清宮和之
福祉課長	小林美弥	健康増進課長	佐藤邦夫
生活環境課長	磯崎宗久	都市建設課長	渡邊紀昭
農林水産課長	有田和義	教育次長兼 学校教育課長	高柳成人
生涯学習課長	深作和利	消防長	内藤彰博

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	石井健志
------	------	------	------

○議会事務局長（田山義明君） おはようございます。議会事務局長の田山です。

議席が決定されるまでの間、そのままの席にご着席願います。

臨時議長について申し上げます。

本日の臨時議会は、一般選挙後初めて行われる議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。ご出席の議員の中で勝村勝一議員が年長議員でございますので、ご紹介申し上げます。

それでは勝村議員、議長席へお願いいたします。

〔勝村勝一議員 議長席へ着席。議事を執る。〕

○臨時議長（勝村勝一君） おはようございます。ただいま紹介を受けました勝村勝一でございます。

皆さんには、先の町会議員選挙におきまして当選の榮譽を得られ、ここに会同されましたことは、誠にご同慶にたえません。心からお祝いを申し上げます。

それでは、地方自治法第107条の規定によりまして臨時議長の職務を行います。各自どうぞ、宜しくお願いいたします。

---

開会 午前10時01分

#### ◎開会および開議の宣告

○臨時議長（勝村勝一君） ただいまの出席議員は12名であります。

令和元年第1回大洗町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

#### ◎町長あいさつ

○臨時議長（勝村勝一君） はじめに、小谷町長から発言を求められておりますので、これを許可します。町長 小谷隆亮君、宜しくお願いいたします。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） おはようございます。

改めまして、この度の選挙でご当選をなされました議員の皆さん方、心からお慶び、お祝いを申し上げます。おめでとうございます。

時代は令和の時代ということで、新しい元号のもとでスタートした今回の選挙でもございます。町政運営に臨まれる議員の皆さん方、それぞれ新しい時代にまた更なる思いを持ってですね臨んでいただいたものというふうに思っております。今後の運営に、また、皆さん方の力強いまたご支援とご協力を賜りますよう、宜しくお願いを申し上げる次第であります。

先に台風15号、17号、19号、21号と大変関東地区に特に大きな被害をもたらした台風であります。

多くの皆さん方がお亡くなりになり、かつまた被災をしている方々も大勢おられます。心からご冥福とお見舞いを申し上げますと同時に、また、一日も早い復旧・復興、これを目指してですね生活の再建ができますように、できるだけ我々の支援を強めていきたいというふうに思っております。

ご案内のとおり今日の新聞にもありますように、政府におきましても、この災害復旧、ここに補正予算をもって対応しようというところが打ち出されてきているところであります。補正予算は、こういうやはり台風15号、あるいは19号、大変大きな被害をもたらしているところでありまして、大きなやはり災害復旧の予算がつくだろうというふうに思いますし、かつまた経済政策としてやっぱり振興を図っていこうというようなことも考えられているというようなことでありますので、最大限にまたそういう補正予算の活用についても意を用いて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

ご案内のとおり社会環境はなかなか厳しい環境に相成ってきているところであります。この令和の時代、どういうふうに歩いていくのかというようなこと、先行きが不透明なところも多々多くあります。町民、あるいは国民が、やっぱり不安を持って生活するような環境が非常に強まっているんだろうというふうに思っております、特に行政としては、この不安にやっぱり寄り添うというような思いで、できるだけこの不安を解消する努力をしていくことが肝要だというふうに思っております。

皆さん方と一緒に、より大洗町がですね、そうした思いにある方々、あるいはまた産業の面、いろいろな面でそういう不安を解消しながら元気よく歩いていけるような環境を創出していく努力を積み重ねていきたいというふうに思っております。

ご案内のとおり、ひたちなか、大洗地区は、新たにマリンリゾートとしてのこういう構想が打ち立てられておりまして、今いろいろなところに執行部としてもアタックをしてですね、よりこの大洗の内容を強めて、元気な歩みにしていけるようにという取り組みを強めているところであります。そういう一つの夢を、あるいは希望を持って展開できる町でありまして、やっぱり何といたっても主体的にものを考え、行動に移して、元気な歩みにつなげていける、そういう活動が何よりも大事だというふうに思っております。一層皆さん方のお力添えをいただきながらですね、より大洗町が元気に歩いていける、そういう環境を強めていければというふうに思っておりますので、どうぞ今後とも宜しく願いいたします。

とりあえず皆さん方に心から、この当選のお慶び、お祝いを申し上げ、ご挨拶にかえさせていただきます。本当におめでとうございませう。

○臨時議長（勝村勝一君） 町長、ありがとうございました。

---

### ◎仮議席の指定

○臨時議長（勝村勝一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま皆さんが着席しております席を仮議席として指定いたします。宜しく願い

いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(午前10時07分)

---

○臨時議長（勝村勝一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時15分)

---

### ◎選挙第2号 議長の選挙

○臨時議長（勝村勝一君） 日程第2、選挙第2号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、投票により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（勝村勝一君） ご異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（勝村勝一君） ただいま出席している議員は12名であります。

立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、1番 櫻井重明君、2番 伊藤 豊君を指名いたします。宜しく願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（勝村勝一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（勝村勝一君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

○臨時議長（勝村勝一君） 異常ないものと認めます。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順番に投票をお願いいたします。

事務局長から氏名を読み上げます。宜しく願いいたします。

〔議会事務局長「氏名」点呼・投票〕

○臨時議長（勝村勝一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（勝村勝一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。1番 櫻井重明君、2番 伊藤 豊君の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（勝村勝一君） それでは、選挙の結果をご報告いたします。

投票総数12票のうち、有効投票12票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、小沼正男君6票、海老沢功泰君6票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。小沼正男君と海老沢功泰君の投票は、いずれもこれを超えておりますが、2人の得票数は同数であります。よって、公職選挙法第95条2項の規定により、くじによって当選人を決定することといたします。

それでは、くじは2回に分けて行います。第1回は、くじを引く順番を決めるためのものです。第2回は、くじの順番に従い、当選人を決定するためのものです。くじは、1、2の番号が記載してある棒を使用して行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人、1番 櫻井重明君、2番 伊藤 豊君を指名いたします。

立会人の立ち会いをお願いいたします。

小沼正男君、海老沢功泰君、前へ移動をお願いいたします。

くじを引く順番が決定しましたのでご報告いたします。

はじめに海老沢功泰君、次に小沼正男君。

以上のとおりであります。

ただいまの順番により、当選人を決定するくじを引きます。宜しくお願ひします。

1番が当選人です。くじを引いてください。

それでは、くじの結果を報告いたします。

くじの結果、小沼正男君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議会開鎖〕

○臨時議長（勝村勝一君） ただいま議長に当選されました小沼正男君に、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の通告をいたします。

---

### ◎議長就任のあいさつ

○臨時議長（勝村勝一君） 議長小沼正男君のご挨拶をお願いいたします。

〔議長 小沼正男君 登壇〕

○議長（小沼正男君） ただいまくじ引きによりまして、選挙によりまして当選させていただきました小沼でございます。どうもありがとうございました。

先ほど所信表明の中でも本当に言いましたように、私は今回から議会は皆さんで政策提言ができる議会を目指していきたいなというふうに思っておりますので、今後とも宜しくお願ひしたいと思

います。どうもありがとうございました。

○臨時議長（勝村勝一君） 小沼正男君、ありがとうございました。

以上をもちまして、議長の選挙は終了いたしました。

皆様のご協力により、臨時議長の職務をつつがなく果たすことができました。厚く厚く御礼申し上げます。

本席を議長と交代いたします。

[小沼正男議員 議長席へ着席。議事を執る。]

---

### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（小沼正男君） それでは、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、1番 櫻井重明君、2番 伊藤 豊君を指名いたします。

---

### ◎諸般の報告

○議長（小沼正男君） この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和元年8月・9月分の現金出納検査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いいたします。

本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付しました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎会期の決定

○議長（小沼正男君） 日程第4、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

続きまして、ここで暫時休憩いたします。

(午前10時29分)

---

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎副議長の選挙

○議長（小沼正男君） 日程第5、選挙第3号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第148条2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。副議長勝村勝一君に指名いたしますことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。勝村勝一君が副議長に当選されました。

以上をもちまして副議長の選挙は終了いたします。

---

◎議席の指定

○議長（小沼正男君） 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定に基づき、議長が指定いたします。

事務局長より議席番号、氏名を朗読させます。事務局長、宜しくお願いいたします。

○議会事務局長（田山義明君）

それでは、お読み上げいたします。

1番	小沼正男君	2番	勝村勝一君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	今村和章君
9番	和田淳也君	10番	海老沢功泰君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

以上です。

○議長（小沼正男君） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

直ちに新しい議席に着席をお願いします。

なお、会議録署名議員の変更はいたしません。

〔議員の新議席着席〕

### ◎常任委員会委員の選任

○議長（小沼正男君） 日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条4項の規定により、議長において指名いたします。

事務局長から委員名を朗読させます。

○議会事務局長（田山義明君）

総務常任委員に、小沼正男君、勝村勝一君、櫻井重明君、伊藤 豊君、石山 淳君、柴田佑美子君、飯田英樹君、今村和章君、和田淳也君、海老沢功泰君、坂本純治君、菊地昇悦君、以上議員12名であります。

○議長（小沼正男君） ありがとうございます。

お諮りいたします。ただいまの朗読のとおり、常任委員会委員を指名いたしました。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に常任委員会を開き、委員長および副委員長の互選をされ、議長まで報告をお願いいたします。

（午前10時36分）

---

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時02分）

---

### ◎常任委員会正副委員長の互選の報告について

○議長（小沼正男君） ただいま総務常任委員会が開かれ、委員長、副委員長の互選の結果が届いておりますので、ご報告を申し上げます。

総務常任委員長には飯田英樹君、副委員長に伊藤 豊君。

以上で報告を終わります。

---

### ◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（小沼正男君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、議長が指名いたします。

事務局長から委員名を朗読させます。事務局長、宜しくお願いいたします。

○**議会事務局長（田山義明君）** 議会運営委員会委員に勝村勝一君、伊藤 豊君、石山 淳君、飯田英樹君、今村和章君。

以上5名であります。

○**議長（小沼正男君）** お諮りいたします。ただいま朗読したとおり、指名したいと思います。異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**議長（小沼正男君）** ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

暫時休憩いたします。休憩中に議会運営委員会を開き、委員長、副委員長を互選され、議長まで報告をお願いいたします。

（午前11時04分）

---

○**議長（小沼正男君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時08分）

---

#### ◎議会運営委員会正副委員長の互選の報告について

○**議長（小沼正男君）** 休憩中、議会運営委員会が開かれ、委員長、副委員長の互選の結果が届いておりますので、ご報告を申し上げます。

議会運営委員長には石山 淳君、副委員長に今村和章君を任命いたします。

以上で報告を終わります。

---

#### ◎議会広報編集委員会委員の選任

○**議長（小沼正男君）** 続きまして、日程第9、議会広報編集委員会委員の選任を行います。

議会広報編集委員会委員の選任については、議会広報発行規程第6条に基づき、議長が指名いたします。

事務局長から朗読させます。事務局長、お願いします。

○**議会事務局長（田山義明君）** それでは、議会広報編集委員会に櫻井重明君、石山 淳君、柴田佑美子君、今村和章君。

以上4名であります。

○議長（小沼正男君） ただいまの朗読のとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩いたします。休憩中に議会広報編集委員会を開き、委員長、副委員長を互選され、議長まで報告をお願いいたします。

（午前11時09分）

---

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

---

#### ◎議会広報編集委員会正副委員長の互選の報告について

○議長（小沼正男君） ただいま議会広報編集委員会が開かれ、委員長、副委員長の互選の結果が届いておりますので、ご報告を申し上げます。

議会広報編集委員会委員長に柴田佑美子君、副委員長に櫻井重明君が互選されました。

以上で報告を終わります。

---

#### ◎選挙第4号の上册、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、日程第10、選挙第4号 大洗、銚田、水戸環境組合議会議員の選挙を行います。

本組合議会議員の選挙については、同組合同規約第5条第1項の規定に基づき、大洗町は7名を選出しております。

お諮りいたします。選挙の方法については、指名推選とし、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選として議長が指名することに決しました。

それでは、指名いたします。大洗、銚田、水戸環境組合議会議員には、伊藤 豊君、石山 淳君、飯田英樹君、小沼正男、今村和章君、和田淳也君、坂本純治君の7名を当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり、ただいま当選されました7名は、会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

---

◎選挙第5号の上程、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、日程第11、選挙第5号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

本組合議会議員の選挙については、同組合同規約第5条第1項の規定に基づき、大洗町は2名を選出いたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、指名推選とし、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選として議長が指名することに決しました。

指名いたします。水戸地方農業共済事務組合議会議員に、勝村勝一君、菊地昇悦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました2名の議員を当選人とすることでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり決しました。

ただいま当選されました2名に、会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

---

◎選挙第6号の上程、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、日程第12、選挙第6号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本広域連合議会議員の選挙につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第7条および第8条第1項の規定に基づき、大洗町議会議員より1名を選出いたします。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選とし、議長が指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選として議長が指名することに決しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員には坂本純治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名したことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、指名のとおり決しました。

坂本純治君に対し、会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

---

○議長（小沼正男君）　ここで、町営住宅入居者選考委員会につきまして、ご報告をいたします。

大洗町営住宅管理条例施行規則第36条第2項の規定に基づき、櫻井重明君、石山　淳君、柴田佑美子君、菊地昇悦君を推薦いたします。

以上で報告を終わります。

---

◎同意第14号および同意第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君）　日程第13、同意第14号から同意第15号　大洗町監査委員の選任についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長　小谷隆亮君。

〔町長　小谷隆亮君　登壇〕

○町長（小谷隆亮君）　それでは、同意第14号および第15号　大洗町監査委員の選任につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、識見を有する者のうちからの選任する監査委員として、引き続き田口紘治氏をお願いしたいというふうに思っております。

また、議員のうちから選任する監査委員といたしましては、今村和章議員を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

どうぞ宜しくお願いを申し上げます。

○議長（小沼正男君）　提案理由の説明が終わりました。

これより同意第14号　大洗町監査委員の選任について、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第14号　大洗町監査委員の選任について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君）　ご異議なしと認めます。したがって、同意第14号は、原案のとおり決することといたします。

続きまして、同意第15号　大洗町監査委員の選任について、質疑、討論を省略して採決いたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、今村和章君の退席を求めます。

〔今村和章議員　退席〕

○議長（小沼正男君）　それでは、お諮りいたします。同意第15号　大洗町監査委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君）　ご異議なしと認めます。よって、同意第15号　大洗町監査委員の選任につい

ては、原案のとおり決しました。

ここで今村和章君の退席を解きます。

〔今村和章議員 着席〕

○議長（小沼正男君） それでは、今村和章君へ、監査委員の選任については、原案のとおり可決されましたのでご報告をいたします。

---

#### ◎議案第57号および議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、日程第14、議案第57号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについて、議案第58号 令和元年度大洗町地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第57号および議案第58号について、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

10月21日付けにて専決処分いたしました令和元年度大洗町一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,920万円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億3,577万5,000円とするものであります。

併せて、地方債の補正をするものでございます。

全般的なことといたしましては、今回の補正内容は、9月8日から9日にかけて本州に上陸した台風15号及び10月12日の台風19号、10月25日に太平洋沖を通過した台風25号の影響によりまして、町内において床上・床下浸水のほか、公共施設や農業用施設に大きな被害が発生をしているところであります。早急に災害復旧をするための費用を専決処分したものであります。

4ページをお開きいただきます。

第2表の地方債の補正についてでございます。

農林水産業施設災害復旧事業債につきましては、台風19号において向谷原地区の石川川の水路が破損したために復旧工事費の財源といたしまして、借入限度額90万円の設定をするものであります。

なお、本事業債の95%は後年度以降の普通交付税に算入されることになっております。

続きまして、歳出の主な補正内容についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

民生費の社会福祉費につきましては、台風19号により潤沼川が越水いたしまして、五反田地区や松川地区などにおいて床上浸水、床下浸水の被害に遭った世帯に災害見舞金を支給するため、扶助費90万円を追加計上するものでございます。災害見舞金の支給につきましては、大洗町令和元年度台風19号見舞金支給要領に基づきまして、床上浸水被害があった14世帯、各5万円、床下浸水被害に

あった23世帯に各1万円を支給するものであります。

なお、災害救助法の適用範囲に入っておりますので、国の見舞金制度というのは、これからまた続いてですね検討をしていくことになると思っております。

続きまして、災害復旧費につきましては、災害対策費および災害復旧に当たった職員の人件費でございまして、413万8,000円、消毒液などの消耗品13万円、消毒作業や災害廃棄物の運搬費用、道路の清掃や倒木撤去の委託費用687万8,000円、総額1,114万6,000円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、国庫支出金150万円、県支出金28万4,000円でございます。

続きまして、農林水産施設災害復旧費につきましては、地方債補正の際にご説明申し上げましたとおり、石川川の水路が破損したために復旧工事に係る設計の委託料でありまして43万8,000円、復旧工事請負費で300万円、総額343万8,000円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、県支出金の195万円、町債の90万円でございます。

続きまして、その他公共施設災害復旧費につきましては、台風における強風により、消防第1分団詰所の扉やですね南中学校の軒樋、南小学校の笠木がそれぞれ破損したためですね、ビーチテニスクラブにおいてもフェンスの支柱が破損、中央公民館においては雨どいなど天井の一部が落下したため、修繕料として総額371万6,000円を追加計上するものでございます。

4ページに戻りまして、これら歳出を賄う財源としましては、国庫支出金の150万円、県支出金で23万4,000円、繰越金1,456万6,000円、町債90万円を追加し、歳入歳出それぞれ1,920万円を追加するものでございます。

続きまして、10ページをお開きください。

10月21日付けにて専決処分をいたしました令和元年度大洗町地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ534万3,000円とするものでございます。

12ページをお開きください。

歳出における事業費用の市場運営費につきましては、魚市場内にある海水をくみ上げるポンプがですね経年劣化してしておりまして、破損し、市場運営に支障を来したため、早急にポンプ設備を交換するための費用として88万円を追加計上するものでございます。

11ページに戻りまして、これら歳出を賄う財源としましては、繰越金の88万円を充てるという内容でございます。

以上、議案第57号 令和元年度大洗町一般会計補正予算(第4号)および議案第58号 令和元年度地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法第179条第1項本文の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきましてこれを報告し、承認を求めるものでございます。

宜しく願いをいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第57号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行いたいと思います。菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 台風の被害についての復旧ですけれども、早期に取り組んで快適な生活が戻ったというような感じを受けておりますが、いくつか伺いたいんですが、まず、床上浸水・床下浸水でそれぞれ14世帯に各5万円と、床下が1万円と。これで、こういう災害を受けた時にね、床下だから少ないという当たり前のような感じを受けるんですが、実際には床下に入ったその処理というのは非常に大変なんですよね。場合によっては床を全部剥がさなきゃいけないとかね、非常に困難な復旧が各家庭でその後やっていかなきゃならないと。そういうことを考えた場合に、この1万円の見舞金でいいのかという、今後の在り方ですけれども、やはりもう少し見直してですね、この辺は引き上げることも考えていったほうがいいんじゃないかと。今回の災害によって、それほどひどくないというようなこともあるかもしれませんが、場合によっては床下だけでも泥の排出なんか考えたら非常に苦勞するというのを考えて、見直しを求めたいと思います。

それでもう1点はですね、災害廃棄物の収集運搬の委託料で370万出していますが、この廃棄物の中には側溝のごみ、砂、こういうものも含まれているのか伺います。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えいたします。

今回ですね菊地議員がご提言いただきました災害見舞金の床下に関するもの、1万円では少ないのではないかとということなんですけれども、確かに議員おっしゃるように、その後の住宅の修繕等費用のことを考えますと、確かに1万円は少ないかと我々も存じ上げております。ただし、甚大な被害を被りました東日本大震災の時の見舞金の支給要綱に準じまして、同等の額ということでこちらとしては決めさせていただいております。その都度その都度災害のたびに、確かに被害状況は変わるかと思うんですけれども、その都度行政のほうで右往左往するのはいかがなものかと思っておりますので、そのあたりで線引きをさせていただきました。以上です。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 菊地議員からありました災害廃棄物の収集運搬委託料のところ、側溝のごみ、砂が含まれているかということに関してお答えしたいと思います。

今回の収集運搬につきましては、床上・床下浸水があったお宅から出されているごみをこちらのほうで仮置き場のほうに持って行って、更に処分を、運搬処分をするというような内容でございますので、特にですね側溝の砂を運搬処分することは含まれておりません。ただ、ごみに関してはですね、全面道路のごみについてもそれぞれ隣接するお宅の方がですねごみを拾ったりして自宅から出たごみと一緒に出しているというようなこともありますので、一概にそのごみは、側溝のごみが処分されていないということはいえないと思うんですけれども、今回、特段その側溝のごみと砂について、今回の災害廃棄物収集運搬の中には含まれていないということをお答えしたいと思います。以上です。

○議長（小沼正男君） 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 災害見舞金の話はですね、私、今回じゃなくてこれからのことを考えた時に、もう少し見直してもいいんじゃないかということなんですよ。もともとは災害を受けたところが海老沢議員もさっき言ってましたけども、早くそういう被害が想定されるというようなそういう地域でありました。ですから、そういうことを考えていくとね、自然災害であるけども、人災だとはいいませんが、そういう対応が十分でなかったということも含めるとね、こういう考え方、見舞金の在り方もね、今後の在り方としては見直すべきではないかということを提言したんです。

もう一点は、国の災害復旧費が150万ということになってます。150万で何ができるのかというと、なかなか不足しまして、町が繰越金を使って復旧しているというようなことです。今度の災害を受けてですね、住民の方からは、側溝の清掃をやって欲しいと。大分たまっているんじゃないかと。以前は側溝が地域の住民で年に1回さらっていたんですけども、最近はそういうこともやらなくてたまりっぱなしだというようなところに、さらに砂が入り込んだんじゃないかというような話もありますんでね、そういうことも国への災害復旧の在り方としては、やっぱり求めていくべきではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（小沼正男君） 町長 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） それでは、見舞金の件について今いろいろとご意見をいただいているところでありますが、今、説明でもちょっとお話をさせていただきましたように、今回の災害についてはですね、大洗町も災害救助法の範囲の中に入っていて、国のやはり見舞金制度、こういうものにも乗れるだろうというふうに思っています。国のほうはですね、床上は半壊というようなことを打ち出してきておりますので、半壊については金額的にいうと25万ぐらいのところの話も出ておりますので、そういう実情をやはり勘案の上、今後の見舞金制度の問題等々についても検討を深めていきたいというふうに思っております。そして、議員からご指摘いただいているように床下の扱い方などについてもですね、いろいろとそういう取り組みの中で、より皆さん方の生活支援に対応できるような対応をしていきたいというふうに思っているところであります。今日実はやはり床上になりましたご家庭で老夫婦がお住まいで、やはりその被災した環境の中で老夫婦でやはり対応できないというようなことを訴えられておましてですね、それを代わってやる制度が、生活支援の取り組みとして町が展開でき得るそういう補助制度がありますので、そういうところを採用して町が自ら復旧にある程度生活支援ということで、お風呂場を直したり、お勝手を直したり、そういうようなところを町のほうで発注して再建をすると、そういうような制度に乗せて対応しようと、そういうところも今朝決めたところであります。そういうふうに、できるだけですね生活に支障を来さないように最大に意を用いて取り組んでいきたいと思っておりますので、宜しく願いいたします。

○議長（小沼正男君） 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 側溝のね、これは相当砂などがたまっている状況じゃないかというふうに見えるんですが、この辺については生活環境課では今後どういうふうに取り組んでいくのか伺います。

○議長（小沼正男君） 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） 今、議員からご指摘いただいておりますように、側溝の汚泥、大体計画的にですねバキューム入れて吸い取るような展開をずっとしてきているわけではありますが、今回、私もやっぱり災害現場へ行って、低地帯のところの状況とかですねそういうところを見ると、やはり適切にそういうところを早くバキュームで吸い上げてですねきれいにしておくことは大事だろうというふうに思っております、現場からもその側溝の対応についても指示をしたところであります。

大洗にとってはですね、明神町の下通りの低地帯とか、あるいは大貫角一のほうの低地帯とか、こういうところ非常にたまりやすいような環境になってて、そういうところを早く適時適切に対応していかないと側溝の役目をしないというようなこともあって、そういうところを点検をして適切に対応するように指示をしたところでありますので、宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第57号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第58号 令和元年度大洗町地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第58号 令和元年度大洗町地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、日程第15、議案第59号 1国補都再第7-1-2号大洗駅前広場改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第59号 1国補都再第7-1-2号大洗駅前広場改修工事請負契約

の締結について、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、現在、町で進めております大洗駅前広場の整備を行う工事の契約についてでございます。

昨年度から駅前広場の改修工事を進めておりまして、今回契約する工事で北側の歩道および車道のエリアの改修を行い、駅前広場の整備が完了するというようなものでございます。いろいろと出会い丁場等があつて調整をしながら進めてきているところではありますが、できるだけ早く完成をというようなことで、今回議員の同意をいただくということでございます。

契約の方法につきましては、一般競争入札によりまして令和元年10月29日に入札会を実施した結果、株式会社大貫工務店が1億6,390万で落札をいたしました。これの取引に係る消費税および地方消費税1,639万円を加えた1億8,029万にて請負契約を締結するものでございます。

つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第59号の契約議案でございます説明が終わりますが、詳細につきましては、議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第15、議案第59号 1国補都再第7-1-2号大洗駅前広場改修工事請負契約の締結について、質疑をいたします。菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今回は駅前広場という限定された地域といいますか限定された区画の中の改良工事ですけども、確認ということで伺いたいんですが、この歩道の整備であります、これは要するにバリアフリー、簡単にいえばバリアフリー化を含んだ改良になっているんですか。その辺を伺います。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 菊地議員からのご質問にお答えいたします。

今回の駅前広場の歩道の整備につきましては、当然バリアフリーの観点で整備を行っております。歩道と車道の段差も極力少なくした上で、バスの乗り場などもですね、例えば障害者の方も乗りやすくできるように歩道の勾配だとか、その高さ関係を考えて整備をしております。以上です。

○議長（小沼正男君） 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それでですね、この駅前広場に限定しているわけですが、このバリアフリー化は当然だと思いますが、改めて駅前船渡線かな、この道路に接続してて、歩く方はそちらのほうまで当然歩いてくるというふうになりますよね。その道路の周辺については、駅前のバリアフリー化を行った上で問題はないのか、周辺の道路は大丈夫なのか、その辺は点検されましたか。問題ありませんか。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 菊地議員の再度のご質問にお答えいたします。

この駅前広場の改修に先立ちまして整備いたしました、このきらめき通りにつきましては、ほぼ

バリアフリーに対応した整備は進んでおります。ただし、かつて整備した、この大洗駅前通り、いわゆるこの船渡大洗線につきましてはですね、完全バリアフリーの対応というのはできてございません。当然既に住宅等が張り付いておるところでございますので、単純に一律高さを整えるというのは難しいことから、今後ですね、できるところから、例えば歩道の段差を小さくするとかというのは順次、一気にできるわけではないんですけども、必要なところはやっていきたいというふうに考えております。

○議長（小沼正男君） 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 駅はね、大洗町の玄関ということを考えればね、バリアフリーは当然だと思います。駅舎そのものの問題は、今回のこの提案には含まれていませんので改めて言いませんが、道路に関してはやはりそこを、駅前だけが安全で、ほかのところへ行ったら危険だというような、こういう在り方はね、やっぱりあってはならないと思いますし、この選挙戦においても段差、歩道等の段差、いろいろと改良しなきゃいけないんじゃないかというような意見もありました。その駅前の船渡線を含めてですね、大洗町を安心して歩けるように、そういうことも含めて点検をしていただきたいなというふうに思います。要望しておきます。

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終結いたします。

討論はありませんので、これより採決をいたします。議案第59号 1国補都再第7-1-2号大洗駅前広場改修工事請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎町長のあいさつ

○議長（小沼正男君） それでは、閉会に当たり、小谷町長から発言を求められておりますので、これを許可します。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時議会におきまして、改選後初議会というようなことで、新たに小沼議長が誕生し、そしてまた各種委員会において、それぞれ委員長、副委員長も決められたところであります。今後の議会運営につきまして、大変皆さん方にまたしっかりと対応していただきながら、町の発展に大いなる力を注いでいただきたいというふうに思っているところであります。

ご案内のとおり、社会環境は厳しいと冒頭もお話申し上げましたけれども、しかしながら、町民の皆さん方と一緒に、あの東日本大震災のダメージをですね、ピンチをチャンスにというようなことで努力して、こういう立派な歩みができる町に相成ってきているところであります。苦しいけれども、やっぱり乗り越える力をみんなで結集すること、これが大事だろうというふうに思っ

ておりますので、いろいろと古きをたずね、新しきを知るという言葉がありますように、大洗町が歩んできた古き姿の中から今日に至るまでの町民が一丸となって努力してきた、そういう姿を思いを寄せながらですね、これからの時代、いろいろ不安があるところもありますけれども、そういうところを乗り越えていけるように皆さん方と一緒に頑張って取り組んでいけますように宜しく願いを申し上げる次第であります。

新しく小沼議長を中心として、議会がますます発展されますように、皆さん方のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げて、ご挨拶にかえさせていただきます。おめでとうございます。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（小沼正男君） 以上で、本臨時会に付議されました議会構成等、全ての案件を議了し、閉会の運びとなりました。各位のご協力によりまして、議事が極めて円滑に進行できましたことを心からお礼申し上げます。

議会運営等につきましては、皆様方のご期待に応えられるよう精一杯努めさせていただきますので、議員各位並びに執行部各位のご支援、ご協力を賜りますよう宜しく願いを申し上げます。

これをもちまして、令和元年第1回大洗町議会臨時会を閉会といたします。

各位大変ご苦勞様でした。

閉会 午前11時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 小 沼 正 男

臨 時 議 長 勝 村 勝 一

署 名 議 員 櫻 井 重 明

署 名 議 員 伊 藤 豊